

議事録（抄）

会議の名称		令和7年度第2回白井市子ども・子育て会議
開催日時		令和8年3月11日（水） 13:30～15:15
開催場所		白井市役所本庁舎2階 災害対策室2・3
出席者	委員	川崎委員、高田委員、高城委員、風間委員、渡辺委員、山崎委員、塚原委員、井上委員、富澤委員、渡邊委員、鎌田委員、中島委員、前田委員（13名）
	事務局	健康子ども部 池内部長 保育課：高瀬課長、田口係長、紫尾主任主事、渡邊主任主事 健康課：竹内課長、戸田課長補佐、今井主任保健師 子育て支援課：相馬課長、伊藤副主幹、鳥海主査（11名）
議題		（1）しろいこどもプラン【第3期白井市子ども・子育て支援事業計画】の概要説明 （2）保育提供体制の確保のための実施計画について （3）乳児等通園支援事業所（こども誰でも通園制度）の認可・確認について
資料		資料1：しろいこどもプラン（製本版・概要版・こども版） 資料2：保育提供体制の確保のための実施計画及び説明資料（資料2-1、2-2、2-3） 資料3：乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可及び利用定員に関する意見聴取について説明資料（資料3-1、3-2、3-3）

会議内容
<p>13：30 開会</p> <p><委嘱状交付></p> <p><市長挨拶></p> <p><会長の選任></p> <p style="padding-left: 20px;">白井市私立幼稚園連絡協議会、風間委員を推薦 全会一致により会長決定</p> <p><副会長の選任></p> <p style="padding-left: 20px;">白井市民間保育連盟、富澤委員を推薦 全会一致により副会長決定</p> <p><会議成立の確認></p> <p style="padding-left: 20px;">委員13名出席により会議成立</p> <p><会長挨拶></p> <p style="padding-left: 20px;">（会長）白井市の子どもたちのために皆様からいろいろなご意見をいただき、行政に提言していければいいと思うので、皆様よろしくお願ひします。</p>

※以降、会長の進行による

(会 長) 出席委員は会議に必要な定数を満たしており、会議は成立しているので議事を進める。

●議題 1：しろいこどもプラン【第 3 期白井市子ども・子育て支援事業計画】の概要説明について（報告）

(会 長) 「しろいこどもプラン【第 3 期白井市子ども・子育て支援事業計画】の概要説明について」事務局からの説明を求めます。

<事務局より資料 1 に沿い説明（以下、説明の一部を記載）>

(事務局) 令和 7 年度から 11 年度の 5 か年のプランについて説明。こども自身の視点を重視し、小学 5 年生で習う漢字を使用したこども版を作成した。

概要版に基づき説明する。めざすまちの姿として、「オールしろいでつなぐ、こどもの幸せ“ウェルビーイング”」とした。めざすまちの姿に近づくために、「ライフステージ別」のほか、「ライフステージを通じた支援」の施策事業を示した。

今回のプランで充実を図りたいことは主に 3 点。1 つ目は「近年複雑化する児童虐待防止に力を入れること」で、製本版の事業 No.80「こども家庭センター事業」や新規の No.82「子育て世帯訪問支援事業」により強化を図る。2 つ目は「こどもや若者の居場所や活躍できる機会の充実」で、No.41「平和教育事業」や No.73「こども・若者体験会」、No.75「こども・若者の交流、活動の場の整備」など。3 つ目は「経済的負担の軽減」で、新規では No.97「学校給食費の公費負担」があり、さらに既存事業でも充実を図っていきたい。

また、法で義務化されている、「子ども・子育て支援事業計画」として、教育や保育、そして子育て支援の事業等の見込み量や確保策を具体的数値で示している。

【質疑】

(会 長) 質問はあるか。

(委 員) なし

(会 長) このプランは令和 7 年度から開始している計画なので事業をしっかり推進していただきたい。

●議題 2：保育提供体制の確保のための実施計画について（承認）

(会 長) 「保育提供体制の確保のための実施計画について」事務局からの説明を求めます。

<事務局より資料 2 に沿い説明>

(事務局) 保育提供体制の確保のための実施計画は、毎年各自治体が策定することが義務付けられている。令和 8 年度から、市が実施する待機児童対策の事業に対して国の財政支援を受ける場合は、本計画等について子ども・子育て会議

で承認を得ることが必要とされている。

まず、就学前児童数は今後減少する見通しだが、保育の申込率は上昇する見込み。そのため申込者数は横ばいで推移すると見込んでいる。

年齢区分ごとの申込者数と定員数の状況。0歳児は申込者数に対し、利用定員数が確保されている。1・2歳児は保育ニーズが高く、申込者数と利用定員数は均衡している。需要と供給が均衡しているため、特定のエリアやクラスで不足が生じる可能性がある。そのため、令和9年度に幼稚園1園を認定こども園に移行し、低年齢児の定員を拡大予定。また、令和10年度には公立園1園の民営化を予定している。3歳以上児は、申込者に対して定員数は確保できる見通し。

待機児童数の見通し。令和7年度の待機児童は2人。8年度は資料上12人としているが、現在も入所調整を続けており、最終的には一桁台になる見込み。背景として、低年齢の需要が上昇傾向にあること、特に公立において保育士不足により定員まで受入ができていないことがある。定員の確保だけでなく保育士の確保も重要である。

現状を踏まえた課題は3点。一点目、受け皿の確保。二点目、保育ニーズの多様化。働き方の多様化や、配慮が必要なこどもの増加などにより、求められる支援が多様になっている。三点目が保育士不足である。

これらの課題に対応する市の取り組みが4点。一点目、幼稚園の認定こども園への移行。白井若葉幼稚園が、0から2歳児の保育の受皿を確保するため、認定こども園の移行を予定している。保育室及び調理室の整備が必要で、整備に係る費用の一部を補助する。国の就学前教育保育施設整備交付金を活用する。二点目、保育士の確保施策。保育士処遇改善事業補助金、保育士宿舍借り上げ支援事業、保育士通勤用駐車場借り上げ支援事業を実施する。国の保育士宿舍借り上げ支援事業を活用する。三点目、送迎ステーションの運営。幼稚園が開園していない日や時間帯にこどもを預かることで、幼稚園でも保育児を受け入れられるよう令和2年度から運営をしている。国の広域的保育所等利用事業を活用する。四点目、経験豊富な保育士を保育コンシェルジュとして保育課に配置して相談支援を行う。国の利用者支援事業「特定型」を活用する。

以上、本日承認をお願いする保育提供確保のための実施計画と国の財政支援を活用した市の取り組みの説明となる。

(事務局) 風間委員が所属する白井若葉幼稚園が直接関係する内容を含む議題となるため、議題2のみ副会長に議事の進行を願いたい。

【質疑】

(副会長) 質問はあるか。

(委員) 資料2-1 保育提供体制の確保のための実施計画の待機児童数が令和9年度以降斜線が引いているのは、令和9年度以降は待機児童がいなくなるということか。

(事務局) 県で決められた様式で、令和7、8年度のみを記載するもの。

(委員) 市の取り組みの保育士処遇改善事業補助金と駐車場借り上げ支援

は国の財政支援がないということか。

(事務局) 保育士処遇改善事業補助金は県の補助に市が上乘せし実施する。保育士宿舎借り上げ支援事業は説明どおり国の補助で行う。通勤用駐車場借り上げ支援事業は市の独自の事業となる。

(委員) 保育コンシェルジュは、子育て支援コーディネーターと違う役割か。

(事務局) 子育て支援コーディネーターとは別で、コンシェルジュは保育課に配置をしており、保育士の経験を活かした入所等の相談を行っている。

(委員) 保育の現状における課題の中で、保育ニーズの多様化とは具体的にどのようなものか。

(事務局) 様々な要素を含むが、例をあげると、障がいのあるこどもや医療的ケアの必要なこども達の保育利用の希望が増えている実態がある。また、単に保育をするというだけでなく、幼児教育の視点や、保護者支援の視点も今の保育園幼稚園に求められてきている。

(委員) 障がいのあるこどもや医療的ケアが必要なこどもについては、多機関連携をしているか。

(事務局) 連携している。支援が必要な児童は必ずしも障害者手帳を持っていたり、専門機関につながっている場合だけではなく、保育園を利用している中で発達の特徴に気がつく場合があり、保護者への丁寧な説明を行い、専門機関へつなげ、専門機関と保育園が連携をし丁寧に対応している。

(委員) 待機児童がいる中で、支援が必要なこどもは手がかかるということで優先順位が低くなることなく、むしろ多様に幅広く支援できる体制であってほしいと願っている。

(事務局) 保育園の入所調整の際に、保育士がこどもと事前面談を行っている。その中で配慮が必要と認定されたこどもについては、保育の必要性が高いこどもという考えから加点され、優先される枠組みを設けている。

(副会長) 今の事務局の説明に補足する。うちのこども園でも10年前に比べると配慮の必要なこどもへのケアの体制や連携はかなり進んだと感じている。市の発達センターに通っているこどもが通園しており、保育士が発達センターに見学に行ったり、センター職員が園に来てフィードバックをしたりし、お互い情報共有をして支援計画を作成している。すべてのこどもを受け入れるところまでいっていないところはあるが、連携や支援の方法として手厚くなっていると実感している。

(委員) 子ども・子育て会議は、今回のように就学前のこどもについて話す会議か。今後、何回くらいあり、小学生について話す機会があるか。

(事務局) 今の議題は未就学児が対象の議題となるが、子ども・子育て会議はすべての年代のこども達が対象となる。会議は年に1回から2回。こどもプランの進行管理で、令和7年度の実績がでたらその報告をするので、その際に、様々な年齢が対象となる事業について意見をいただきたい。

(副会長) 他に質問や意見はあるか。質疑がないようなので、採決に入る。

(副会長) 議題2について承認の人は挙手願う。

(挙手全員)

(副会長) 議題2「保育提供体制の確保のための実施計画について」は、原案のとおり承認とする。

●議題3：乳児等通園支援事業所（こども誰でも通園制度）の認可・確認について
（意見聴取）

（会長）「乳児等通園支援事業所（こども誰でも通園制度）の認可・確認について」事務局からの説明を求めます。

＜事務局より資料3に沿って説明＞

（事務局）令和8年4月から全国で開始する、こども誰でも通園制度を実施する事業所の認可確認を市長が行うにあたり、子ども・子育て会議の意見を伺う必要がある。5つの事業所から認可確認の申請があり、各法令に基づき審査を行った結果、全ての事業所が的確であると判断している。

こども誰でも通園制度は、保護者の就労要件にかかわらず、月10時間まで、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度。

対象は、生後6ヶ月から3歳未満の保育所等に通っていないこども。保護者負担額は1時間300円を標準として事業所が定める。

利用の流れは、保護者が、こども誰でも通園制度総合支援システムで市に申請をし、市は対象児童を確認、認定し、認定証をオンラインで発行する。その後、保護者は利用したい事業所に面談の予約を行う。面談の結果、事業所が利用可能と判断した場合に利用へと進む。利用後は利用料を支払い終了となる。

事業開始までのスケジュール。これまでに、関係条例の制定、事業者との事前協議、令和8年度予算の上程を行った。保護者への周知は、市広報やホームページ、育児相談を通じて2月下旬より開始している。3月9日には保護者からの認定申請の受付を開始した。本日子ども・子育て会議に意見を伺い、認可確認の決定を行う。令和8年4月から事業が開始。

認可確認の申請があった5事業所の概要。

①清水口保育園、②南山保育園。いずれも公立の保育所で、利用定員は0歳が2人、1歳2人、2歳2人、合計6人。1日2時間の開所で最大利用可能時間数は12時間。

③英幼稚園。運営主体は学校法人高木学園。令和8年5月12日から実施予定。利用定員は2歳12人。1日2時間の開所で最大利用可能時間数は24時間。

④ひなた保育園しろい、⑤ひなた保育園ふおるてしろい。運営主体は株式会社アンフィニ。利用定員は余裕活用型で実施するため、保育事業の利用定員の人数を上限に、0歳3人、1歳8人、2歳8人、合計19人。開所時間はひなた保育園しろいが1日4時間で最大利用可能時間が76時間、ひなた保育園ふおるてしろいは1日8時間で最大利用可能時間が152時間。

ひなた保育園2園が余裕活用型での実施となるため、現時点での利用枠は未定だが、6月頃の本稼働後は、合計で月800時間程度の利用枠を確保できる見込み。

一時保育とこども誰でも通園は事業目的が異なるが、こども誰でも通園制度のみで利用ニーズを対応しきれない場合は一時保育の利用を案内したり、他の園を含め利用枠の拡大に努めていく。白井市を含め全国的に保育士不足

という厳しい状況の中、こども誰でも通園制度を4月から開始していくこととなるが、こどもたちの健やかな成長に寄与することができるよう事業の実施に努めていきたい。

【質疑】

(会 長) 質問はあるか。

(委 員) 利用申請してから面談の予約、利用までの時間はどれくらいか。

(事務局) 利用申請から、市の認定証の発行まで2週間程度を見込んでいる。

その後、保護者が希望の保育施設に申し込み、施設ごとに差はあるが、公立保育園は毎日確認をし、随時利用決定をしていくとなっている。市の認定の際、市民であるか、対象年齢かなど要件を満たしているかの確認のみのため、極力早く認定したい。

(委 員) 要件は就労要件に関わらずと説明にあったが、他に要件があるのか。

(事務局) 要件は、保育園等を使っていないことと、年齢のみ。

(委 員) 時間は、2時間など決まっているとのことだが、10-12時など、決められた時間か。

(事務局) 公立は9-11時の2時間。8時間の園は朝から夕方まで。

(委 員) 一人の保育士が見られるこどもの人数は限られていると思うが、本制度の保育士配置は。

(事務局) 保育園と同じ配置基準。保育士一人に対してこどもの人数が0歳児が3人、1,2歳児が6人。

(委 員) 保育園で待機児童もいる中で、本制度も始まりどのように保育士を増やしていく予定か。

(事務局) 全国的にも課題になっている。国の審議会でも課題として取り上げられている。保育園とこども誰でも通園、市民に必要なサービスを提供していくため、議題2で説明した取り組みで充実させていきたい。また、子育て支援員という保育補助の資格の研修も市独自に実施したいと考えている。

(委 員) 頼りにしている人は多いと思うので、保育士を増やし、受け入れできる場所を増やしてほしい。

(委 員) 利用申請は一度申請したら期間は1年か。利用するか未定で申請をしてもいいか。

(事務局) 利用未定でも申請は可。利用申請は事業が利用できる満3歳まで認定が続く。

(委 員) 議案3は意見聴取なので、事務局で引き続き検討をお願いしたい。

●その他

(会 長) 最後に事務局から。

(事務局) 保育課から報告。清水口保育園の民営化について。令和10年4月から民営化を予定。令和5、6年度、今後の市の保育の質の向上を目指し、公立保育所の役割体制検討委員会を設置し、2年間10回の会議を行い検討を行った。今後の市の保育施設が目指す姿を「みんながもっと通いたくなる園」とし、しろい保育未来ビ

ジョンを昨年 9 月策定した。

保育の質の向上や、障がいがある子もない子も一体的に幼児教育等を含めて展開するインクルーシブ保育、誰でも通園制度などの未就園児の支援などを行うために、保育人材の確保が必要となる。民営化により財源と人材の確保が一部できる。公立で園を運営すると 100%市の財源となるところ、私立園に変わること国、県等の負担金を受け、市の財政負担が 4 分の 1 となる。それを財源とし全体的な保育の質の向上を目指したい。

民営化にあたり事業者の選定について運営事業者選定審査会を設けて進めていく。運営事業者の募集要項を定め、近日中に公表予定。

【質疑】

(会 長) 質問はあるか。

(委 員) なし

15 : 15 終了

以上